

事業実施年度	自平成24年度 至平成26年度
--------	--------------------

もうね  
舞根2地区防災集団移転促進事業計画書  
(第一回変更分)

都道県名	市町村名
宮城県	気仙沼市

【変更時の記載方法】	
・ 変更時	<u>変更後(赤字)</u> 変更前(黒字)
・ 追加時	<u>変更後(赤字)</u>
・ 削除時	<u>変更前(黒字)</u>

※都道県が作成する場合は市町村名は記載不要

# 1 移転促進区域

移 転 促 進 区 域 名	移転促進区域の面積	災害危険区域の指定	住宅被害状況			集団移転が必要な理由
			全住戸数	全壊戸数	半壊戸数	
唐桑町東舞根A区域	7,665 6,950 <u>(7,665)</u> (6,950)	平成24年7月施行済 平成24年度上半期 の施行を予定。	14 10	14 10		当該地区は東日本大震災により浸水深1.3m～1.4mの津波に襲われた。今後、宮城県震災復興計画に基づき津波防災施設が整備された場合でもL2津波襲来時には同程度の浸水が想定されるため、安全な地区への集団移転が必要である。
唐桑町東舞根B区域	30,335 29,037 <u>(30,335)</u> (8,275)		10 9	10 9		
唐桑町西舞根A区域	6,908  (6,908)		13 12	12 11	1	
唐桑町西舞根B区域	11,730 <u>(11,730)</u> (5,798)		8	8		
<u>唐桑町宿浦A区域</u>	<u>705</u> <u>(705)</u>		1	1		
計	<u>57,343</u> 54,625 <u>(57,343)</u> (27,931)		<u>46</u> 39	<u>45</u> 38	1	

- (注) 1 「移転促進区域名」欄に記入する区域名には、A区域、B区域等の符号を用いても差し支えない。  
2 「移転促進区域の面積」欄には、上段に地区面積、下段括弧内に住宅用地（住宅の用に供する土地）面積を記入すること。  
3 「災害危険区域の指定」欄には、既に災害危険区域が指定されている場合には指定年月日及び建築制限内容を記入すること。  
4 「集団移転が必要な理由」欄には、当該区域の住宅を集団移転させる必要性を記入すること。  
5 移転促進区域の位置及び状況が判断できる位置図及び区域図を添付すること。  
(位置図) 縮尺1万分の1の図面に全ての移転促進区域を朱線で明示し、区域名を記載すること。  
(区域図) 移転促進区域毎に縮尺5千分の1以上の図面に移転促進区域を朱線で明示し、区域内の土地について境界を黒線で明示した上で、被災前の土地利用の区分に従って色分けし、区分毎に通し番号を付すこと。  
宅地（住宅敷地） ……赤（公有地の場合は赤斜線）  
宅地（住宅敷地以外） ……青（公有地の場合は青斜線）  
農地 ……緑（公有地の場合は緑斜線）

## 2 移転促進区域内にある住居の数等

移転促進区域名	住居数		世帯数		住民数		住宅団地の規模に関する特例を適用する必要性
	現在	移転	現在	移転	現在	移転	
唐桑町東舞根A区域	戸 14 10	( 10 ) 戸 14 10	世帯 14 10	( 10 ) 世帯 14 10	人 45 32	( 32 ) 人 45 32	
	10 9	( 5 ) 10 9	10 9	( 5 ) 32 9	32 28	( 13 ) 32 28	
	13 12	( 12 ) 13 12	13 12	( 12 ) 42 12	42 36	( 36 ) 42 36	
唐桑町西舞根B区域	8	( 4 ) 8	8	( 4 ) 8	29	( 8 ) 29	
<u>唐桑町宿浦A区域</u>	1	( 1 ) 1	1	( 1 ) 1	3	( 3 ) 3	
計	46 39	( 32 ) ( 31 ) 46 39	46 39	( 32 ) ( 31 ) 46 39	151 125	( 92 ) ( 89 ) 151 125	

- (注) 1 住居数、世帯数および住民数の欄には、それぞれ計画策定時の数値を記入すること。なお、この数値には、事業計画の策定時に移転促進区域に現に居住している者のほか、災害に伴う住宅の滅失・損壊等により応急仮設住宅に入居している者、他の地域に避難している者等で従前地に引き続き居住する意向を有する者に係る住居数、世帯数及び住民数を含むものとする。
- 2 住居数、世帯数及び住民数の「移転」欄には、「現在」欄に記入した数値の住居、世帯及び住民のうち移転促進区域外へ移転するものの数値をそれぞれ記入し、そのうち本事業により整備する住宅団地へ移転するもの（住宅団地内に整備される公営住宅（災害公営住宅を含む。以下同様）に移転するものを含む）の数値を上段括弧内に記入すること。
- 3 住居数の計における「移転」欄の上段括弧内の数値が下段の数値の2分の1未満の場合には、その理由を「住宅団地の規模に関する特例を適用する必要性」欄に記入すること。

### 3 住宅団地及び住宅敷地等の整備

#### (1) 住宅団地の整備

住宅団地名	住宅団地面積											用地選定の理由	整備前の土地利用状況	
	住宅用地			関連公共施設等用地					公益的施設用地		⑤ 合 計			
	住宅敷地		用① 公 営 住 宅 地	② 面 積 計	道 路	集 会 施 設	広 場	そ の 他	③ 面 積 計	公 益 的 施 設				④ 住 宅 団 地 に 占 め る 割 合
	区 画 数	面 積												
舞根2地区 住宅団地	区画	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	住民意向も考慮しながら、既存集落との接近性や事業費低減を総合的に評価し、選定した。	山林
	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )		
	32	10,560	0	10,560	3,020	200	1,010	6,327	10,557	0	0.0%	21,117		
	31	10,230	0	10,230	4,900	300	0	5,070	10,270	0	0.0%	20,500		
計	区画	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )		
	32	10,560	0	10,560	3,020	200	1,010	6,327	10,557	0	0.0%	21,117		
	31	10,230	0	10,230	4,900	300	0	5,070	10,270	0	0.0%	20,500		

- (注) 1 住宅用地の「住宅敷地」欄及び「公営住宅用地」欄には、移転促進区域からの移転者に対する住宅敷地、公営住宅用地の別にそれぞれの面積等を記入すること。
- 2 住宅敷地平均面積が330m<sup>2</sup>を超える場合には、住宅用地の「住宅敷地」欄の上段括弧内に住宅敷地平均面積を330m<sup>2</sup>とした場合の数値を記入すること。
- 3 公営住宅の一部にしか移転促進区域からの移転者が入居しない場合には、公営住宅用地面積を公営住宅全体戸数に占める当該移転者が入居する戸数で按分して算出した数値を「公営住宅用地」欄の上段括弧内に記入するとともに、住宅用地の「面積計」欄及び公益的施設用地の「住宅団地に占める割合」欄及び「合計」欄についても公営住宅用地面積を上段括弧内の数値とした場合の値をそれぞれの欄の上段括弧内に記入すること。
- 4 関連公共施設等用地のうち「道路」欄には、住宅団地内道路の面積を記入するものとし、取付道路の面積は含まないこと。
- 5 「用地選定の理由」欄には、当該住宅団地の位置が安全性、移転者の生活等の利便性、交通アクセス、造成・維持管理コスト等の観点から他の候補地と比較考量した結果、最適であると判断した理由を記入すること。
- 6 「整備前の土地利用状況」欄には、農地、宅地、山林、公有水面等整備前の土地利用状況を地目により記入すること。
- 7 住宅団地ごとに、土地利用計画図を添付すること。  
なお、土地利用計画図には、住宅敷地、公営住宅用地、道路、広場、集会施設用地等についてその配置を表示すること。

(2) 住宅敷地等の整備

住宅団地名	住宅敷地等の数			①住宅敷地 総面積	②住宅敷地 平均面積	備 考
	住宅敷地	公営住宅	計			
舞根 2 地区 住宅団地	区画	戸		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	<u>32</u> 31	0	<u>32</u> 31	<u>10,560</u> 10,230	330	
計	<u>32</u> 31	0	<u>32</u> 31	<u>10,560</u> 10,230		

- (注)
- 1 住宅敷地等の数の「住宅敷地」欄には、移転促進区域からの移転者に貸付又は分譲される住宅敷地の区画数を記入すること。
  - 2 住宅敷地等の数の「公営住宅」欄には、移転促進区域からの移転者が入居する公営住宅の戸数を記入すること。
  - 3 「住宅敷地総面積」欄には、様式3(1)の住宅用地のうち住宅敷地の「面積」欄の下段の数値を記入すること。
  - 4 「住宅敷地平均面積」欄には、「住宅敷地総面積」欄の数値を住宅敷地等の数の「住宅敷地」欄の数値で除した数値を記入すること。

(3) 住宅敷地等の整備費用

住宅団地名	面積			④用地取得費	⑤用地取得 単価 =④/①	⑥住宅敷地 造成費	⑦住宅敷地整備費 = (④*②/①) +⑥	⑧関連公共 施設等用地 造成費	⑨関連公共施設用 地等整備費 = (④*③/①) +⑧
	①総面積	②住宅敷地 面積 =3(2)①	③関連公共 施設等用地 面積 =3(1)③						
	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	千円	千円	千円	千円	千円	千円
舞根2地区 住宅団地	<u>21,117</u> 20,500	<u>10,560</u> 10,230	<u>10,557</u> 10,270	<u>21,200</u> 20,500	1	<u>335,558</u> 135,585	<u>346,159</u> 145,815	<u>335,462</u> 136,115	<u>346,061</u> 146,385
計	<u>21,117</u> 20,500	<u>10,560</u> 10,230	<u>10,557</u> 10,270	<u>21,200</u> 20,500	1	<u>335,558</u> 135,585	<u>346,159</u> 145,815	<u>335,462</u> 136,115	<u>346,061</u> 146,385

(注) 1 面積の「①総面積」欄には、様式3(1)「⑤合計」欄の下段の数値から様式3(1)「①公営住宅用地」欄の下段の数値を差引いた数値を記入すること。

2 面積の「②住宅敷地面積」欄には、様式3(2)「①住宅敷地総面積」の数値を記入すること。

(4) 住宅敷地整備に係る補助対象経費

住宅団地名	住宅敷地の区画数			住宅敷地の面積			③住宅敷地整備費 =3(3)⑦	④分譲地の分譲価格	⑤分譲地の市場価格	⑥住宅敷地の平均面積 =3(2)②	⑦=330/⑥ ※1以上の時は1とする	⑧補助対象経費 =(③-Max(④, ⑤))*⑦
	貸付地	分譲地	①合計	貸付地	分譲地	②合計						
	区画	区画	区画	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	千円	千円	千円	m <sup>2</sup>		千円
舞根2地区住宅団地	32		32	10,560		10,560	681,622					681,622
	31	0	31	10,230	0	10,230	145,815			330	1.00000	145,815
計	32		32	10,560		10,560	681,622					681,622
	31	0	31	10,230	0	10,230	145,815					145,815

- (注) 1 分譲地の分譲価格及び市場価格の根拠となる資料を添付すること。  
 2 ⑦は小数点6桁以降を切り捨てること。

(5) 公益的施設用地の整備

住宅団地名	公益的施設名	施設用地の面積等	用地の分譲・借地の区分及び分譲・借地先	住宅団地に占める割合	備考
舞根2地区 住宅団地	—	—	—	—	

- (注) 1 公益的施設用地を借地とする場合は、その理由を備考欄に記入すること。  
2 「住宅団地に占める割合」欄には、様式3(1)の公益的施設用地の「④住宅団地に占める割合」欄の上段括弧の数字を記入し、その割合が住宅団地面積の30%を超える場合には、その理由を備考欄に記入すること。





#### 4 移転者の住宅団地における住宅建設等に対する助成措置

助 成 措 置	助 成 内 容	補助対象経費	対象戸数	備 考
住宅の建設または購入	住宅の建設等を目的として資金を金融機関等から借り入れた者に対し、借入金利子（年率8%を限度とする）を計算し、利子総額4,440千円を限度とした利子相当額を一括して補助する。	千円 <u>142,080</u> 137,640	戸 <u>32</u> 31	
住宅の建設または購入及び住宅用地の購入	住宅の建設等および住宅用地の購入を目的として資金を金融機関等から借り入れた者に対し、借入金利子（年率8%を限度とする）を計算し、住宅の建設等については利子総額4,440千円、住宅用地の購入については利子相当額2,640千円を限度とした利子相当額を一括して補助する。	—	—	
計		<u>142,080</u> 137,640	<u>32</u> 31	

## 5 関連公共施設の整備

住宅団地名	施設名	施設内容	工事費	補助対象経費
舞根2地区 住宅団地	団地内道路	<u>W=8.5m L=50m</u> <u>L=394m</u>	千円 <u>45,700</u>	千円 <u>45,700</u>
		W=6.0m L=801m <u>L=170m</u>	64,460	64,460
		W=4.0m L=34m		
	飲用水供給施設	給水管 <u>L=760m</u> L=1,248m	<u>82,400</u> 115,390	<u>82,400</u> 115,390
	集会施設	鉄骨 平屋 延床面積 A=140㎡ 1棟	<u>18,800</u> 30,800	<u>18,800</u> 30,800
	広場	<u>A=1,010㎡ 緑地A=4,060㎡</u> 公園 A=618㎡	<u>54,900</u> 9,570	<u>54,900</u> 9,570
	排水路、排水管及び集水槽	<u>L=760m</u> 雨水 L=835m 汚水 L=1,248m	<u>78,200</u> 234,190	<u>78,200</u> 234,190
上記以外の公共施設	消火栓 2基 <u>防火水槽(40t)</u>	<u>10,565</u> 1,320	<u>10,565</u> 1,320	
計			<u>290,565</u> 455,730	<u>290,565</u> 455,730

- (注) 1 「施設内容」欄には、それぞれの施設の規模、構造、数量等を記入すること。  
2 土地利用計画図(3(1)の(注)7)に各施設の設置箇所を明示すること。

6 移転促進区域内における宅地及び農地の買取り計画及び利用計画

移転促進区域名	宅地等買取面積			買取単価（1㎡当り）			買取費	物件移転料等	買取地の土地利用
	宅地		農地	宅地		農地			
	住宅用地	その他		住宅用地	その他				
㎡	㎡	㎡	円	円	円	千円	千円		
唐桑町東舞根A区域	<u>(15,278)</u>		(0)						農地又は緑地等を整備する。 ※
唐桑町西舞根A区域	(13,858)	(0)	(0)						
唐桑町宿浦A区域	<u>15,278</u>			10,000	0.00	0	<u>152,780</u>	<u>16,380</u>	
	13,858	0	0				138,580		
計	<u>(15,278)</u>						<u>152,780</u>	<u>16,380</u>	
	(13,858)			10,000			138,580		
	<u>15,278</u>								
	13,858								

(注) 1 「宅地等買取面積」欄には、上段括弧内に買取対象以外の土地を含む面積を記入すること。

※ 買取単価については鑑定評価が未着手であるため、今後の精査結果で変動があり得る。

## 7 移転促進区域内における建築制限その他土地利用の規制

移転促進区域名	建築制限の態様	条例施行月日	備 考
唐桑町東舞根A区域 唐桑町東舞根B区域 唐桑町西舞根A区域 唐桑町西舞根B区域 <u>唐桑町宿浦A区域</u>	建築基準法第39条に基づき、居住の用に供する建築物の建築を制限する。	<u>平成24年7月施行済。</u> 平成24年度上半期の施行を予定。	

- (注) 1 「建築制限の態様」欄には、移転促進区域内における建築物の建築禁止その他建築物の建築に関する制限の態様を記載すること。
- 2 既に当該移転促進区域に係る条例が制定されている場合には、その条例を添付すること。
- 3 条例が未制定の場合で、条例制定の予定がある場合は、その施行予定月日を「条例施行月日」欄に施行予定とし記載するとともに、条例案その他内容の把握できるものを添付すること。

## 8 農林水産業に係る生産基盤の整備及び近代化施設の整備その他移転者の生活確保

### (1) 農林水産業に係る生産基盤の整備及び近代化施設の整備

住宅団地名	施設名	施設内容	工事費	補助対象経費
舞根2地区 住宅団地	共同作業所	鉄骨 2階 延床面積 A=140m <sup>2</sup> 1棟	千円 <u>20,000</u>	千円 <u>20,000</u>
計			<u>20,000</u>	<u>20,000</u>

- (注) 1 「施設内容」欄には、施設の規模、構造、数量等を記入すること。  
 2 土地利用計画図(3(1)の(注)7)に各施設の設置箇所を明示すること。

### (2) その他の事項

住宅団地名	その他の事項	備考
舞根2地区 住宅団地		

- (注) 1 移転者の生活確保等について、必要に応じて記入すること。

9 移転者の住居の移転に対する補助

区 分	助 成 内 容	補助対象経費	対象戸数	備 考
動産移転料等実費相当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動産移転料</li> <li>・移転雑費</li> <li>・事業実施に伴い仮住居等を要する場合の費用等 実費相当額を補助（但し、78万円を限度とする）</li> </ul>	<p style="text-align: right;">千円</p> <p style="text-align: right;"><u>29,640</u> 28,860</p>	<p style="text-align: right;">戸</p> <p style="text-align: right;"><u>38</u> 37</p>	
離農等する者への当座の生計費等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・離農等をする者への当座の生計費等として、237.2万円を補助</li> </ul>	—	—	
計		<p style="text-align: right;"><u>29,640</u> 28,860</p>	<p style="text-align: right;"><u>38</u> 37</p>	

(注) 1 住居の移転に対する助成の基準を地方公共団体において定めている場合は、その要綱等を添付すること。

10 集団移転促進事業の実施に必要な経費および資金計画

(1) 総括表

事業の種類	事業名	事業内容	事業年度	特例の必要の有無	総事業費	左の財源内訳						備考
						補助限度額	補助対象経費	国庫支出金	都道府県支出金	一般財源	その他	
住宅団地用地取得及び造成	住宅団地用地取得	<u>3.2戸</u> 31戸分の用地取得	24	/	千円 <u>21,200</u> 20,500	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
	住宅団地用地造成	<u>2.15ha</u> 2.05haの造成工事	24-26	/	<u>671,020</u> 271,700							
	小計				<u>692,220</u> 292,200	<u>840,154</u> 813,899	<u>692,220</u> 292,200	<u>605,693</u> 255,675		<u>86,527</u> 36,525		
住宅建設等助成	移転先住宅建設等助成	<u>3.2戸</u> 31戸の利子相当額助成	26	/	<u>142,080</u> 137,640	<u>226,560</u> 137,640	<u>142,080</u> 137,640	<u>124,320</u> 120,435		<u>17,760</u> 17,205		
公共施設整備	公共施設整備	道路等整備	24-25	○	<u>290,565</u> 455,730	<u>114,592</u> 111,011	<u>290,565</u> 455,730	<u>254,244</u> 398,764		<u>36,321</u> 56,966		※
宅地及び農地の買取り	宅地、農地の買取り	<u>15,278㎡</u> 宅地13,858㎡の買取り・移転補償	24	/	<u>169,160</u> 138,580		<u>169,160</u> 138,580	<u>148,015</u> 121,258		<u>21,145</u> 17,322		
農林水産業基盤等整備	共同作業所等整備	共同作業所建設	25	/	<u>0</u> 20,000	<u>0</u> 38,533	<u>0</u> 20,000	<u>0</u> 17,500		<u>0</u> 2,500		
移転費助成	動産移転料等実費相当助成	動産移転料等助成	26	/	<u>29,640</u> 28,860	<u>29,640</u> 28,860	<u>29,640</u> 28,860	<u>25,935</u> 25,253		<u>3,705</u> 3,607		
合計					<u>1,323,665</u> 1,073,010		<u>1,323,665</u> 1,073,010	<u>1,158,207</u> 938,885		<u>165,458</u> 134,125		

- (注) 1 住宅団地用地の取得及び造成費が補助基本額を超える場合には、「特例の必要の有無」欄に○を付し、様式10(2)住宅団地候補地の比較表に必要事項を記入し添付すること。  
2 公共施設整備費が補助基本額を超える場合には、「特例の必要の有無」欄に○を付し、その理由を備考欄に記入すること。

※ 集団移転先は丘陵地であり、新たな住宅団地を整備する必要性から公共施設整備費が高くなっている。しかし、本地区の集落移転先が適地であり、生活に最低限必要な施設の整備になっていることから特例が必要である。



(2) 住宅団地候補地の比較表

住宅団地候補地	地目	買収単価 (1㎡あたり)	経済性	利便性	安全性	用地取得の 容易性	総合評価	備 考
舞根2地区 住宅団地	—	円 —	—	—	—	—	—	
計								

- (注)
- 1 評価項目について○、△、×で評価すること。
  - 2 評価項目については必要に応じて適時追加及び変更しても構わない。
  - 3 1つの住宅団地候補地だけではなく、比較した全ての住宅団地候補地について記入すること。
  - 4 経済性については、買収単価、造成費などの住宅団地の整備費用を評価すること。
  - 5 用地取得の容易性については地権者の数、地権者の事業への理解度などを勘案して評価すること。
  - 6 移転促進区域及び住宅団地候補地の位置の分かる資料を添付すること。

## (3) 年度別計画

事業の種類	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	合計
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
住宅団地用地取得及び造成	( )	<u>(21,200)</u> (203,328) <u>18,550</u> 177,912	<u>(335,510)</u> (44,436) <u>293,571</u> 38,882	<u>(335,510)</u> (44,436) <u>293,571</u> 38,881	( )	<u>(692,220)</u> (292,200) <u>605,692</u> 255,675
住宅建設等助成	( )	( )	( )	<u>(142,080)</u> (137,640) <u>124,320</u> 120,435	( )	<u>(142,080)</u> (137,640) <u>124,320</u> 120,435
公共施設整備	( )	<u>(54,065)</u> (227,865) <u>47,307</u> 199,382	<u>(118,250)</u> (227,865) <u>103,469</u> 199,382	<u>(118,250)</u> ( ) <u>103,469</u>	( )	<u>(290,565)</u> (455,730) <u>254,245</u> 398,764
宅地及び農地の買取り	( )	<u>( )</u> (138,580) <u>0</u> 121,258	<u>(169,160)</u> ( ) <u>148,015</u>	( )	( )	<u>(169,160)</u> (138,580) <u>148,015</u> 121,258
農林水産業基盤等整備	( )	( )	<u>( )</u> (20,000) <u>0</u> 17,500	( )	( )	<u>(0)</u> (20,000) <u>0</u> 17,500
移転費助成	( )	( )	( )	<u>(29,640)</u> (28,860) <u>25,935</u> 25,253	( )	<u>(29,640)</u> (28,860) <u>25,935</u> 25,253
合計	( )	<u>(75,265)</u> (569,773) <u>65,857</u> 498,552	<u>(622,920)</u> (292,301) <u>545,055</u> 255,764	<u>(625,480)</u> (210,936) <u>547,295</u> 184,569	( )	<u>(1,323,665)</u> (1,073,010) <u>1,158,207</u> 938,885

(注) 1 それぞれの年度ごとに上段括弧内には総事業費、下段には補助額（復興交付金交付額）を記入すること。

別記様式

事業実施年度	自 平成 25 年度
	至 平成 27 年度

おおやだいに  
大谷第2地区防災集団移転促進事業計画書

都 道 県 名	市 町 村 名
宮 城 県	気 仙 沼 市

※都道県が作成する場合は市町村名は記載不要

## 1 移転促進区域

移 転 促 進 区 域 名	移転促進区域の面積	災害危険区域の指定	住宅被害状況			集団移転が必要な理由
			全住戸数	全壊戸数	半壊戸数	
本吉大谷A区域	13,644 (13,644)	平成24年7月施行済	戸	戸	戸	当該地区は東北地方太平洋沖地震により津波に襲われた。今後、宮城県震災復興計画に基づき津波防災施設が整備された場合でもL2津波襲来時には10m以上の浸水が想定されるため、安全な地区への集団移転が必要である。
本吉日門A区域	9,084 (9,084)		52	52	0	
本吉前浜A区域	8,190 (8,190)		52	52	0	
計	30,918 (30,918)		52	52	0	

- (注) 1 「移転促進区域名」欄に記入する区域名には、A区域、B区域等の符号を用いても差し支えない。  
 2 「移転促進区域の面積」欄には、上段に地区面積、下段括弧内に住宅用地（住宅の用に供する土地）面積を記入すること。  
 3 「災害危険区域の指定」欄には、既に災害危険区域が指定されている場合には指定年月日及び建築制限内容を記入すること。  
 4 「集団移転が必要な理由」欄には、当該区域の住宅を集団移転させる必要性を記入すること。  
 5 移転促進区域の位置及び状況が判断できる位置図及び区域図を添付すること。  
 (位置図) 縮尺1万分の1の図面に全ての移転促進区域を朱線で明示し、区域名を記載すること。  
 (区域図) 移転促進区域毎に縮尺5千分の1以上の図面に移転促進区域を朱線で明示し、区域内の土地について境界を黒線で明示した上で、被災前の土地利用の区分に従って色分けし、区分毎に通し番号を付すこと。  
 宅地（住宅敷地） …赤（公有地の場合は赤斜線）  
 宅地（住宅敷地以外） …青（公有地の場合は青斜線）  
 農地 …緑（公有地の場合は緑斜線）

## 2 移転促進区域内にある住居の数等

移 転 促 進 区 域 名	住 居 数		世 帯 数		住 民 数		住宅団地の規模に関する特例を適用する必要性
	現 在	移 転	現 在	移 転	現 在	移 転	
本吉大谷A区域	戸 24	戸 ( 12 ) 24	世帯 24	世帯 ( 12 ) 24	人 108	人 ( 54 ) 108	
本吉日門A区域	18	( 9 ) 18	18	( 9 ) 18	47	( 23 ) 47	
本吉前浜A区域	10	( 5 ) 10	10	( 5 ) 10	44	( 22 ) 44	
		( )		( )		( )	
計	52	( 26 ) 52	52	( 26 ) 52	199	( 99 ) 199	

- (注) 1 住居数、世帯数および住民数の欄には、それぞれ計画策定時の数値を記入すること。なお、この数値には、事業計画の策定時に移転促進区域に現に居住している者のほか、災害に伴う住宅の滅失・損壊等により応急仮設住宅に入居している者、他の地域に避難している者等で従前地に引き続き居住する意向を有する者に係る住居数、世帯数及び住民数を含むものとする。
- 2 住居数、世帯数及び住民数の「移転」欄には、「現在」欄に記入した数値の住居、世帯及び住民のうち移転促進区域外へ移転するものの数値をそれぞれ記入し、そのうち本事業により整備する住宅団地へ移転するもの（住宅団地内に整備される公営住宅（災害公営住宅を含む。以下同様）に移転するものを含む）の数値を上段括弧内に記入すること。
- 3 住居数の計における「移転」欄の上段括弧内の数値が下段の数値の2分の1未満の場合には、その理由を「住宅団地の規模に関する特例を適用する必要性」欄に記入すること。

### 3 住宅団地及び住宅敷地等の整備

#### (1) 住宅団地の整備

住宅団地名	住宅団地面積											用地選定の理由	整備前の土地利用状況	
	住宅用地			関連公共施設等用地					公益的施設用地		⑤ 合 計			
	住宅敷地		用① 公 営 住 宅	② 面 積 計	道 路	集 会 施 設	広 場	そ の 他	③ 面 積 計	公 益 的 施 設				④ 住 宅 団 地 に 占 め る 割 合
	区 画 数	面 積												
大谷第2地区住宅団地 (長根地区住宅団地、大谷南地区住宅団地)	12	3,960	0	3,960	1,440			2,100	3,540	0	0.0%	7,500	住民意向も考慮しながら、既存集落との接近性や事業費低減を総合的に評価し選定した。	農地等
大谷第2地区住宅団地 (日門①地区住宅団地、日門②地区住宅団地)	9	2,970	0	2,970	830			300	1,130		0.0%	4,100	住民意向も考慮しながら、既存集落との接近性や事業費低減を総合的に評価し選定した。	農地等
大谷第2地区住宅団地 (前浜地区住宅団地)	5	1,650	0	1,650	625			925	1,550		0.0%	3,200	住民意向も考慮しながら、既存集落との接近性や事業費低減を総合的に評価し選定した。	農地等
計	26	8,580	0	8,580	2,895			3,325	6,220		0	14,800		

- (注) 1 住宅用地の「住宅敷地」欄及び「公営住宅用地」欄には、移転促進区域からの移転者に対する住宅敷地、公営住宅用地の別にそれぞれの面積等を記入すること。
- 2 住宅敷地平均面積が330㎡を超える場合には、住宅用地の「住宅敷地」欄の上段括弧内に住宅敷地平均面積を330㎡とした場合の数値を記入すること。
- 3 公営住宅の一部にしか移転促進区域からの移転者が入居しない場合には、公営住宅用地面積を公営住宅全体戸数に占める当該移転者が入居する戸数で按分して算出した数値を「公営住宅用地」欄の上段括弧内に記入するとともに、住宅用地の「面積計」欄及び公益的施設用地の「住宅団地に占める割合」欄及び「合計」欄についても公営住宅用地面積を上段括弧内の数値とした場合の値をそれぞれの欄の上段括弧内に記入すること。
- 4 関連公共施設等用地のうち「道路」欄には、住宅団地内道路の面積を記入するものとし、取付道路の面積は含まないこと。
- 5 「用地選定の理由」欄には、当該住宅団地の位置が安全性、移転者の生活等の利便性、交通アクセス、造成・維持管理コスト等の観点から他の候補地と比較考量した結果、最適であると判断した理由を記入すること。
- 6 「整備前の土地利用状況」欄には、農地、宅地、山林、公有水面等整備前の土地利用状況を地目により記入すること。
- 7 住宅団地ごとに、土地利用計画図を添付すること。  
なお、土地利用計画図には、住宅敷地、公営住宅用地、道路、広場、集会施設用地等についてその配置を表示すること。

(2) 住宅敷地等の整備

住宅団地名	住宅敷地等の数			①住宅敷地 総面積	②住宅敷地 平均面積	備 考
	住宅敷地 区画	公営住宅 戸	計			
大谷第2地区住宅団地 (長根地区住宅団地、大谷南 地区住宅団地)	12	0	12	3,960 m <sup>2</sup>	330 m <sup>2</sup>	
大谷第2地区住宅団地 (日門①地区住宅団地、日門 ②地区住宅団地)	9	0	9	2,970	330	
大谷第2地区住宅団地 (前浜地区住宅団地)	5	0	5	1,650	330	
計	26	0	26	8,580	330	

- (注) 1 住宅敷地等の数の「住宅敷地」欄には、移転促進区域からの移転者に貸付又は分譲される住宅敷地の区画数を記入すること。  
 2 住宅敷地等の数の「公営住宅」欄には、移転促進区域からの移転者が入居する公営住宅の戸数を記入すること。  
 3 「住宅敷地総面積」欄には、様式3(1)の住宅用地のうち住宅敷地の「面積」欄の下段の数値を記入すること。  
 4 「住宅敷地平均面積」欄には、「住宅敷地総面積」欄の数値を住宅敷地等の数の「住宅敷地」欄の数値で除した数値を記入すること。

(3) 住宅敷地等の整備費用

住宅団地名	面積			④用地取得費	⑤用地取得単価 =④/① ※	⑥住宅敷地造成費	⑦住宅敷地整備費 = (④*②/①) +⑥	⑧関連公共施設等用地造成費	⑨関連公共施設用地等整備費 = (④*③/①) +⑧
	①総面積	②住宅敷地面積 =3(2)①	③関連公共施設等用地面積 =3(1)③						
	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	千円	千円	千円	千円	千円	千円
大谷第2地区住宅団地 (長根地区住宅団地、大谷南地区住宅団地)	7,500	3,960	3,540	62,250	8.3	55,190	88,058	49,343	78,725
大谷第2地区住宅団地 (日門①地区住宅団地、日門②地区住宅団地)	4,100	2,970	1,130	34,030	8.3	89,630	114,281	34,096	43,475
大谷第2地区住宅団地 (前浜地区住宅団地)	3,200	1,650	1,550	26,560	8.3	20,030	33,725	18,822	31,687
計	14,800	8,580	6,220	122,840		164,850	236,064	102,261	153,887

(注) 1 面積の「①総面積」欄には、様式3(1)「⑤合計」欄の下段の数値から様式3(1)「①公営住宅用地」欄の下段の数値を差引いた数値を記入すること。

2 面積の「②住宅敷地面積」欄には、様式3(2)「①住宅敷地総面積」の数値を記入すること。

※ なお、買取単価については鑑定評価が未着手であるため、今後の精査結果で変動がある。



(4) 住宅敷地整備に係る補助対象経費

住宅団地名	住宅敷地の区画数			住宅敷地の面積			③住宅敷地 整備費 =3(3)⑦ 千円	④分譲地の 分譲価格 千円	⑤分譲地の 市場価格 千円	⑥住宅敷地 の平均面積 =3(2)② m <sup>2</sup>	⑦=330/⑥ ※1以上の時 は1とする	⑧補助対象経費 =(③-Max(④, ⑤))*⑦ 千円
	貸付地	分譲地	①合計	貸付地	分譲地	②合計						
大谷第2地区住宅団地 (長根地区住宅団地、大 谷南地区住宅団地)	区画 12	区画 0	区画 12	m <sup>2</sup> 3,960	m <sup>2</sup> 0	m <sup>2</sup> 3,960	88,058	—	—	330	1.00000	88,058
大谷第2地区住宅団地 (日門①地区住宅団地、 日門②地区住宅団地)	9	0	9	2,970	0	2,970	114,281	—	—	330	1.00000	114,281
大谷第2地区住宅団地 (前浜地区住宅団地)	5	0	5	1,650	0	1,650	33,725	—	—	330	1.00000	33,725
計	26	0	26	8,580	0	8,580	236,064	—	—			236,064

- (注) 1 分譲地の分譲価格及び市場価格の根拠となる資料を添付すること。  
2 ⑦は小数点6桁以降を切り捨てること。

(5) 公益的施設用地の整備

住宅団地名	公益的施設名	施設用地の面積等	用地の分譲・借地の区分及び分譲・借地先	住宅団地に占める割合	備考
大谷第2地区住宅団地 (長根地区住宅団地、大谷南地区住宅団地)	—	—	—	—	
大谷第2地区住宅団地 (日門①地区住宅団地、日門②地区住宅団地)	—	—	—	—	
大谷第2地区住宅団地 (前浜地区住宅団地)	—	—	—	—	

- (注) 1 公益的施設用地を借地とする場合は、その理由を備考欄に記入すること。  
 2 「住宅団地に占める割合」欄には、様式3(1)の公益的施設用地の「④住宅団地に占める割合」欄の上段括弧の数字を記入し、その割合が住宅団地面積の30%を超える場合には、その理由を備考欄に記入すること。



#### 4 移転者の住宅団地における住宅建設等に対する助成措置

助 成 措 置	助 成 内 容	補助対象経費	対象戸数	備 考
住宅の建設または購入	住宅の建設等を目的として資金を金融機関から借り入れた者に対し、借入金利子（年率8%を限度とする）を計算し、利子総額4,440千円を限度とした利子相当額を一括して補助する。	千円 115,440	戸 26	
住宅の建設または購入及び住宅用地の購入	住宅の建設等および住宅用地の購入を目的として資金を金融機関等から借り入れた者に対し、借入金利子（年率8%を限度とする）を計算し、住宅の建設等については利子総額4,440千円、住宅用地の購入については利子相当額2,640千円を限度とした利子相当額を一括して補助する。	—	—	
計		115,440	26	

## 5 関連公共施設の整備

住宅団地名	施設名	施設内容	工事費	補助対象経費
大谷第2地区住宅団地 (長根地区住宅団地、大谷南地区住宅団地)	団地内道路	W=5m L=159m W=4m L=126m W=2.3m L=68m	千円 29,084	千円 29,084
	飲料水供給施設	給水管 L=285m	33,935	33,935
	排水路、排水管及び集水槽	雨水管 L=334m 污水管 L=285m	90,461	90,461
	上記以外の公共施設	消火栓 N=2基	1,588	1,588
小計			155,068	155,068

- (注) 1 「施設内容」欄には、それぞれの施設の規模、構造、数量等を記入すること。  
2 土地利用計画図(3(1)の(注)7)に各施設の設置箇所を明示すること。

## 5 関連公共施設の整備

住宅団地名	施設名	施設内容	工事費	補助対象経費
大谷第2地区住宅団地 (日門①地区住宅団地、日門②地区住宅団地)	団地内道路	W=4m L=209m	千円 17,005	千円 17,005
	飲料水供給施設	給水管 L=209m	24,886	24,886
	排水路、排水管及び集水槽	雨水管 L=209m 污水管 L=122m 地区外排水路 L=102m	58,906	58,906
	上記以外の公共施設	消火栓 N=2基	1,588	1,588
小計			102,385	102,385

- (注) 1 「施設内容」欄には、それぞれの施設の規模、構造、数量等を記入すること。  
2 土地利用計画図(3(1)の(注)7)に各施設の設置箇所を明示すること。

## 5 関連公共施設の整備

住宅団地名	施設名	施設内容	工事費	補助対象経費
大谷第2地区住宅団地 (前浜地区住宅団地)	団地内道路	W=4.0m L=134m W=2.5m L=37m	千円 13,253	千円 13,253
	飲料水供給施設	給水管 L=134m	15,956	15,956
	排水路、排水管及び集水槽	雨水管 L=134m 污水管 L=134m	39,062	39,062
	上記以外の公共施設	消火栓 N=1基	794	794
小計			69,065	69,065
合計			326,518	326,518

- (注) 1 「施設内容」欄には、それぞれの施設の規模、構造、数量等を記入すること。  
2 土地利用計画図(3(1)の(注)7)に各施設の設置箇所を明示すること。

6 移転促進区域内における宅地及び農地の買取り計画及び利用計画

移転促進区域名	宅地等買取面積			買取単価（1㎡当り） ※			買収費 千円	買取地の土地利用
	宅地		農地	宅地		農地		
	住宅用地	その他		住宅用地	その他			
㎡	㎡	㎡	円	円	円			
本吉大谷A区域	(13,644) 13,644	(0) 0	(0) 0	7,200	0	0	98,237	緑地、農地等を整備する
本吉日門A区域	(9,084) 9,084	(0) 0	(0) 0	7,200	0	0	65,405	緑地、農地等を整備する
本吉前浜A区域	(8,190) 8,190	(0) 0	(0) 0	7,200	0	0	58,968	緑地、農地等を整備する
計	(30,918) 30,918	(0) 0	(0) 0				222,610	

(注) 1 「宅地等買取面積」欄には、上段括弧内に買取対象以外の土地を含む面積を記入すること。

※ なお、買取単価については鑑定評価が未着手であるため、今後の精査結果で変動がある。



7 移転促進区域内における建築制限その他土地利用の規制

移転促進区域名	建築制限の態様	条例施行月日	備 考
本吉大谷A区域	建築基準法第39条に基づき、居住の用に供する建築物の建築を制限する。	平成24年7月施行済	
本吉日門A区域	建築基準法第39条に基づき、居住の用に供する建築物の建築を制限する。	平成24年7月施行済	
本吉前浜A区域	建築基準法第39条に基づき、居住の用に供する建築物の建築を制限する。	平成24年7月施行済	

- (注) 1 「建築制限の態様」欄には、移転促進区域内における建築物の建築禁止その他建築物の建築に関する制限の態様を記載すること。  
 2 既に当該移転促進区域に係る条例が制定されている場合には、その条例を添付すること。  
 3 条例が未制定の場合で、条例制定の予定がある場合は、その施行予定月日を「条例施行月日」欄に施行予定とし記載するとともに、条例案その他内容の把握できるものを添付すること。

## 8 農林水産業に係る生産基盤の整備及び近代化施設の整備その他移転者の生活確保

### (1) 農林水産業に係る生産基盤の整備及び近代化施設の整備

住宅団地名	施設名	施設内容	工事費	補助対象経費
大谷第2地区住宅団地 (長根地区住宅団地、大谷南地区住宅団地)	—	—	千円 —	千円 —
大谷第2地区住宅団地 (日門①地区住宅団地、日門②地区住宅団地)	—	—	—	—
大谷第2地区住宅団地 (前浜地区住宅団地)	—	—	—	—
計			—	—

- (注) 1 「施設内容」欄には、施設の規模、構造、数量等を記入すること。  
2 土地利用計画図(3(1)の(注)7)に各施設の設置箇所を明示すること。

### (2) その他の事項

住宅団地名	その他の事項	備考
大谷第2地区住宅団地 (長根地区住宅団地、大谷南地区住宅団地)	—	—
大谷第2地区住宅団地 (日門①地区住宅団地、日門②地区住宅団地)	—	—
大谷第2地区住宅団地 (前浜地区住宅団地)	—	—

- (注) 1 移転者の生活確保等について、必要に応じて記入すること。

9 移転者の住居の移転に対する補助

区 分	助 成 内 容	補助対象経費	対象戸数	備 考
動産移転料等実費相当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動産移転料</li> <li>・移転雑費</li> <li>・事業実施に伴い仮住居等を要する場合の費用等実費相当額を補助（但し、78万円を限度とする）</li> </ul>	千円 40,560	戸 52	
離農等する者への当座の生計費等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・離農等をする者への当座の生計費等として、237.2万円を補助</li> </ul>	—	—	
計		40,560	52	

(注) 1 住居の移転に対する助成の基準を地方公共団体において定めている場合は、その要綱等を添付すること。

10 集団移転促進事業の実施に必要な経費および資金計画

(1) 総括表

事業の種類	事業名	事業内容	事業年度	特例の必要の有無	総事業費	左の財源内訳						備考
						補助限度額	補助対象経費	国庫支出金	都道府県支出金	一般財源	その他	
住宅団地用地取得及び造成	住宅団地用地取得	26戸分の用地取得	25	/	千円 122,840	千円 /	千円 /	千円 /	千円 /	千円 /	千円 /	
	住宅団地用地造成	1.48ha分の団地造成	25-27	/	267,111	/	/	/	/	/	/	
	小計	/	/	/	389,951	682,625	389,951	341,207		48,744		
住宅建設等助成	移転先住宅建設等助成	26戸分の用地取得戸の利子相当額助成	27	/	115,440	115,440	115,440	101,010		14,430		
公共施設整備	公共施設整備	道路等整備	25-27	○	326,518	93,106	326,518	285,703		40,815		※
宅地及び農地の買取り	宅地、農地の買取り	宅地30918㎡分の買取	25	/	222,610	/	222,610	194,784		27,826		
農林水産業基盤等整備	共同作業所等整備	共同作業所建設	-	/	-		-			-		
移転費助成	動産移転料等実費相当助成	動産移転料等助成	27	/	40,560	40,560	40,560	35,490		5,070		
合計					1,095,079	/	1,095,079	958,194		136,885		

- (注) 1 住宅団地用地の取得及び造成費が補助基本額を超える場合には、「特例の必要の有無」欄に○を付し、様式10(2)住宅団地候補地の比較表に必要事項を記入し添付すること。  
 2 公共施設整備費が補助基本額を超える場合には、「特例の必要の有無」欄に○を付し、その理由を備考欄に記入すること。

※集団移転先は農地であり、住宅団地整備にあたっての公共施設がないことから、新たな公共施設を整備する必要があるため、公共施設整備費が補助基本額を超えることになった。しかし、本地区の集落移転先は平坦な農地であり造成費用や用地買収費用が安価となることから、全体事業費が安価となるため、適地として選定した。

(2) 住宅団地候補地の比較表

住宅団地候補地	地目	買収単価 (1㎡あたり)	経済性	利便性	安全性	用地取得の 容易性	総合評価	備 考
—	—	円 —	—	—	—	—	—	
計								

- (注)
- 1 評価項目について○、△、×で評価すること。
  - 2 評価項目については必要に応じて適時追加及び変更しても構わない。
  - 3 1つの住宅団地候補地だけでなく、比較した全ての住宅団地候補地について記入すること。
  - 4 経済性については、買収単価、造成費などの住宅団地の整備費用を評価すること。
  - 5 用地取得の容易性については地権者の数、地権者の事業への理解度などを勘案して評価すること。
  - 6 移転促進区域及び住宅団地候補地の位置の分かる資料を添付すること。

## (3) 年度別計画

事業の種類	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成〇〇年度	合計
住宅団地用地取得及び造成	( ) 千円	(278,953) 千円 244,083	(55,499) 千円 48,562	(55,499) 千円 48,562	( ) 千円	(389,951) 千円 341,207
住宅建設等助成	( )	( )	( )	(115,440) 101,010	( )	(115,440) 101,010
公共施設整備	( )	(108,840) 95,235	(108,839) 95,234	(108,839) 95,234	( )	(326,518) 285,703
宅地及び農地の買取り	( )	(222,610) 194,784	( )	( )	( )	(222,610) 194,784
農林水産業基盤等整備	( )	( )	( )	( )	( )	( )
移転費助成	( )	( )	( )	(40,560) 35,490	( )	(40,560) 35,490
合計	( )	(610,403) 534,102	(164,338) 143,796	(320,338) 280,296	( )	(1,095,079) 958,194

(注) 1 それぞれの年度ごとに上段括弧内には総事業費、下段には補助額（復興交付金交付額）を記入すること。